

	<p>し効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>	<p>内部監査結果を「29年度内部監査報告書」に取りまとめて、理事長へ報告した。</p> <p>④ 27年度業務実績の主務大臣評価における、計画的に基金の職員を育成し、基金の職員及び業務受託機関の職員の理解度をチェックする仕組みを継続すること、との主務大臣からの指摘を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金職員に対し、研修実施計画に基づき、各種研修を実施し、専門知識の習得、職員の能力向上等を図った。 基金内において実施する研修については、研修の効果測定として理解度テストを行った。 都道府県段階の研修会等では、研修内容の理解度の把握と理解の向上のための理解度テストを実施し、市町村段階の研修会等では、各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるようにした。 <p>また、会計検査院から27年に指摘を受けた経営移譲年金の不適正支給については、必要な再発防止の措置を講じ、当該措置の実効性が確保されるよう、業務受託機関の担当者へは担当者会議等により、受給権者へは現況届の送付等により周知徹底を図ったところである。</p> <p>なお、不適正支給の返還状況については、支給停止事由該当者104名の不適正支給額109,500,332円のうち、89,990,712円が返還されている(返還率82.2%)。</p>			
<p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事の内容等を公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨に</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>9月に業務の運営状況及び平成28年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成30年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p> <p>また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表します。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 運営評議会の開催。 議事要旨の公表。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 運営評議会を開催し、議事要旨を公表しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>9月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成28年度業務実績を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び第4期中期目標、中期計画等を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨及び会議資料についてホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>計画どおり、9月及び3月にそれぞれ適切な議題により運営評議会を開催し、その議事要旨をホームページで公表したことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	

	ついてホームページで公表する。				
<p>(2) 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、対象業務受託機関数を増加させ、平成25年度から毎年度240程度(業務受託機関の約1割)の業務受託機関に対し計画的に実施する。</p> <p>また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏まえ、必要性が高い業務受託機関を優先する。</p> <p>さらに、考査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透に努める。</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>① 毎年度240程度の業務受託機関に対し考査指導を計画的に実施する。また、考査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、対象となる業務受託機関を選定する。</p> <p>② 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等の考査指導結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等</p> <p>業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、考査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施します。</p> <p>① 考査指導を実施する業務受託機関は、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、200機関程度を選定し、12月までに考査指導を行います。</p> <p>考査指導においては、業務受託機関における通知等に即した事務処理の実施状況等を確認し、確認結果を踏まえて必要な指導を行います。</p> <p>② 前年度の考査指導により把握した事例や会計検査院の指摘事項のほか、注意すべき課題等の考査指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明し、研修会等を通</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>考査指導機関数。</p> <p><その他の指標></p> <p>考査指導の効果の浸透。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考査指導対象業務受託機関を200程度選定し、12月までに考査指導を行っているか。 ・考査指導の効果の浸透を図っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 業務受託機関における事務処理に対するの考査指導については、6月に29年度考査指導実施計画を策定し、6月から12月にかけて32道県において259の業務受託機関に対する考査指導を行った。</p> <p>また、会計検査院の指摘等を踏まえた各種見直し内容等の業務受託機関への定着を図るため、平成28年度から実施している農業委員会に対する考査指導内容の充実・強化に引き続き取り組み、標準的な考査指導時間を2時間30分とした。</p> <p>この充実・強化に伴う関係者の負担増を抑制するため、延長前の総考査指導時間と概ね均衡するよう、年度計画目標を40機関削減し、200機関としたが、結果的には259機関の考査指導を実施した。</p> <p>考査指導の実施にあたり、特に重要な事項については、調査票を見直し考査指導の内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況等を調査・確認し、その結果に応じた指導を行った。</p> <p>② 前年度の考査指導の結果等について、4月に実施された都道府県段階の業務受託機関担当者会議及び29年度の考査指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、各都道府県段階の担当者に対し各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関会議等を通じて周知を図るよう依頼した。</p> <p>また、会計検査院の実地検査の結果等については、会議等を通じて都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、事務の適正化に向けて注意喚起した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>200程度の目標に対して、259の業務受託機関で考査指導を行ったので達成度合は129%であった。</p> <p>なお、実施機関数は、業務受託機関の要望にできる限り応えるというコンセプトの下で、実施方法を工夫することにより、充実・強化した考査指導内容は維持しつつ実現したもので、総考査指導時間ベースで比較した場合、従前の目標240機関程度・標準的な農委の考査指導時間2時間に対してでも20%以上増加している。</p> <p>また、①4月の都道府県段階の業務受託機関担当者会議等で考査指導の結果について周知徹底を図るとともに、各都道府県段階の業務受託機関担当者に対して各都道府県で開催される会議等を通じ周知を図るよう依頼した。②会計実地検査の結果等については、都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、業務の適正化に向けた注意喚起を行った。③考査指導関係調査票を見直し、重要な通知等の変更内容を考査指導内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況に応じた指導を行った。</p> <p>これらのことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度合が120%以上</p> <p>b：数値の達成度合が100%以上120%未満</p> <p>c：数値の達成度合が80%以上100%未満</p>

	の浸透を図る。	じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図ります。			d：数値の達成度が80%未満	
(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(6) 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。 ① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。	(6) 情報セキュリティ対策 ① 平成28年度に制定した「農業者年金基金情報セキュリティポリシー（仮称）」に基づく取組状況について確認を行うとともに、政府機関統一基準群等が改正になった場合には、これを参考に、見直しを行います。 また、CSIRTの適切な運用、標的型訓練の実施、セキュリティ研修などを実施します。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・情報セキュリティ規程の見直し、取組状況の確認。 ・農水省との情報交換。 <評価の視点> ・情報セキュリティ規程の見直し、取組状況の把握を行っているか。 ・農水省との情報交換を行っているか。	<主要な業務実績> ア 情報セキュリティ対策支援業務に関してITコンサルタント会社と委託契約を締結し、現行の情報セキュリティ規程の問題点の洗い出し等を行った中で、情報セキュリティ規程及び同細則を大幅に見直し、基金の保有する全てのシステムを対象とした「情報セキュリティポリシー」を平成29年9月に策定するとともに、CSIRT構築・運用実施手順書等の実施手順書の素案の作成を進めた。 イ 情報セキュリティ対策として、以下の対策を講じ、その取組状況については、システムの運用等を行っている受託業者と基金役職員をメンバーとするシステム定例会を毎月1回開催しており、この場において情報セキュリティ対策に関する取組状況等について継続的に確認を行った。 ・基金LAN内にAIを活用したウィルス対策ソフトを導入 ・標的型メール訓練を抜き打ちで2回実施(1、2月) ・これに加え役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修(効果測定付き)を実施し、取組状況の確認及び理解度の評価を定量的に行なった。(2月) ・農業者年金記録管理システム内に、新たなファイヤーウォールの導入(3月)のほか、プロキシサーバーの導入、アクセスログの収集・管理機能の強化を図った。 この結果、ランサムウェアなどのコンピュータウィルスの被害が大きく報道される中、基金内の報告連絡体制の整備及び不審メールへの基本的な対応が徹底されていたことにより、何ら被害の発生はなかった。 ウ 特定個人情報の取扱いに関して、特定個人情報ファイルを取り扱う範囲を個人番号の収集、情報提供機関への照会場面に限定するとともに、事務取扱担当者を情報管理課、適用・収納課及び給付課の一部の職員に限定した。さらに、通常の年金業務を行うための閲覧画面に個人番号の表示をせず、特定個人情報ファイルへのアクセスを限定し、出力できない設定とする等の技術的管理措置を講じた。 エ 特定個人情報の管理体制に関して、個人情報保護委員会から所要の改善が求められたこと等を踏まえ、以下の取組を行った。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理規程を見直し、特定個人情報の漏えい事案が発生した際の個人情報保護委員会への報告手順を規定した(6月)。また、個人情報管理役による個人情報保護に関する研修の企画運営・指導を行い、個人情報担当審理役によ	<評定と根拠> 評定：b 情報セキュリティポリシーを策定するとともに、個人情報保護管理規程を見直したほか、継続的にセキュリティ対策、個人情報保護管理対策を講じた。 また、農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供に迅速かつ適切に対応し、整備された連絡体制の下で、その対応状況を農林水産省へ遅滞なく報告した。 以上から、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	

② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。
特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

② 農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況等を報告します。
また、業務受託機関での事案を含むシステム及び個人情報に関し事故・障害等が発生した場合、農林水産省までの報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。

る当該規程の施行状況の確認及び見直しに係る助言を行うこととするとともに、特定個人情報等へのアクセス記録を定期的に確認・分析し、委員会において不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守についての点検を行うこととした(12月)。
・農林水産省経営政策課年金業務班と基金情報管理課との間で毎月1回以上の個人情報保護委員会指摘事項に係る改善情報を含めた特定個人情報の取扱いに関する取組状況について報告を行い、その指導・助言を受けた。

オ 農林水産省からのシステムの脆弱性等情報セキュリティに関する情報提供に対し、直ちに基金内のシステムに導入しているセキュリティソフトを最新版に更新するなど迅速かつ適切に対応し、その対応状況を報告した。
なお、基金内で情報セキュリティに関する問題等が発生した場合には、農林水産省経営政策課年金業務班へ連絡する体制を整えているが、29年度はシステム関係の事故・障害等は発生しなかった。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (Ⅲ 財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項					
1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。	1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。	融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、すべての貸付金債権について、債権分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類の見直し。 ・担保物件の評価の見直し。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類の見直しを行い、それに基づく債権の管理・回収を行っているか。 ・担保物件の評価の見直しを行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収</p> <p>すべての貸付金債権について、平成28年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。</p> <p>2 担保物件の確認、評価見直し</p> <p>また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金のすべての担保物件について、評価の見直しを行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>すべての貸付金債権について、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、すべての担保物件についても、評価の見直しを行ったことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		
2 毎年の運営費交付金額の必要額の	2 毎年度の運営費交付金額の必要額の算		<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成29年度の運営費交付金額の必要額の算定については、26年度の運営</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p>		

<p>算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき厳格に行う。</p>	<p><その他の指標> ・運営費交付金の算定ルール。</p> <p><評価の視点> 中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに基づき算定を行っているか。</p>	<p>費交付金債務残高に留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき、対前年度予算に対し一般管理費は3%、業務経費は4.7%それぞれ削減し算定した。</p>	<p>平成29年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき行ったことから、bと評定した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
--	---	---	--	---	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書 (IV 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費削減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比△3%		△3.1%(24年度予算と25年度予算の比較) △9.5%(24年度予算と25年度実績の比較)	△3.3%(25年度予算と26年度予算の比較) △19.6%(25年度予算と26年度実績の比較)	△3.0%(26年度予算と27年度予算の比較) △16.0%(26年度予算と27年度実績の比較)	△3.0%(27年度予算と28年度予算の比較) △3.1%(27年度予算と28年度実績の比較)	△3.0%(28年度予算と29年度予算の比較) △3.9%(28年度予算と29年度実績の比較)	5カ年平均 △3.1% △10.4%
事業費削減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比△1%		△6.1%(24年度予算と25年度予算の比較) △8.8%(24年度予算と25年度実績の比較)	△1.3%(25年度予算と26年度予算の比較) △1.8%(25年度予算と26年度実績の比較)	△1.0%(26年度予算と27年度予算の比較) △3.2%(26年度予算と27年度実績の比較)	△1.0%(27年度予算と28年度予算の比較) △1.1%(27年度予算と28年度実績の比較)	△4.7%(28年度予算と29年度予算の比較) △0.9%(28年度予算と29年度実績の比較)	△2.8% △3.2%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第4 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	第4 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画					
	別紙	別紙	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費削減率。 事業費削減率。 <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正な執行を確保しつつ、削減率の目標を達成しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費 (人件費を除く。) の予算については、少なくとも対前年度比3%削減する計画を踏まえ、業務の見直し及び効率化を進め、当初予算比で3%減とした。</p> <p>なお、執行実績については、マイナンバー (社会保障・税番号) 制度に係るシステム開発、年金記録管理システムの更新及び情報セキュリティ対策に伴う経費を除き、28年度予算に対し3.9%削減となっている。</p> <p>事業費の予算については、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、今期中期計画期間中の執行残も考慮し、当初予算比で4.7%減とした。</p> <p>なお、執行実績については、28年度予算に対して0.9%の削減となつて</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>① 中期目標期間中に少なくとも平均で対前年度比3%削減すると中期目標で定められた水準を達成するよう29年度の一般管理費を管理するという計画に対して、平成29年度の一般管理費予算の削減率は3.0%となった。</p> <p>② 中期目標期間中に少なくとも平均で対前年度比1%削減すると中期</p>		

いる。

(単位：千円、%)

	28年度予算	29年度予算	削減率	29年度実績	削減率
一般管理費	618,187	599,641	△3.0	594,333	△3.9
事業費	1,880,865	1,792,056	△4.7	1,864,361	△0.9

※一般管理費の29年度実績については、マイナンバー制度に係るシステム開発経費197,640千円、年金記録管理システムの更新経費387,180千円、情報セキュリティ対策に伴う経費60,219千円を除く

目標で定められた水準を達成するよう29年度の事業費を管理するという計画に対して、平成29年度の事業費予算の削減率は4.7%となった。

以上から、b 評定とした。

(評定区分)

- s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある
- a : 数値の達成度合が120%以上
- b : 数値の達成度合が100%以上120%未満
- c : 数値の達成度合が80%以上100%未満
- d : 数値の達成度合が80%未満

<主な定量的指標>

<その他の指標>

予算、収支計画、資金計画。

<評価の視点>

予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。

<主要な業務実績>

予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行った。(予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)

<評定と根拠>

評定：b

予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行ったことから、b 評定とした。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書 (V 短期借入金の限度額)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金実績	2億円(限度額)		—	—	—	—	—	・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は2億円
	924億円(限度額)		—	—	—	—	—	・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は924億円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第5 短期借入金の限度額 1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。 2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。 2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、924億円とします。	<主な定量的指標> 借入限度額。 <その他の指標> <評価の視点> 借入限度額の範囲内であったか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。	<評定と根拠> 評定：— (評定区分) b：限度額の範囲である d：限度額の範囲を超えた		

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書 (VI 長期借入金)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
		長期借入金の限度額	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価																
			◎ 長期借入金																		
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。			<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市中金利情勢等。 ・応札倍率。 <p><評価の視点></p> <p>極力有利な条件での借入れを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <p>29年度には初の試みとして、近年入札に消極的となっていた地方銀行等にIR (Investor Relations) を行った。この結果、地方銀行等からの応札が増加し、応札倍率は前年度比大幅に上昇、落札平均金利の低下につながった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入れの相手方 (金融機関数)</th> <th>借入金額 (百万円)</th> <th>借入利率 (平均金利)</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年11月2日</td> <td>8機関</td> <td>35,700</td> <td>0.087%</td> <td>33年8月5日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月2日</td> <td>3機関</td> <td>21,700</td> <td>0.038%</td> <td>32年8月7日</td> </tr> </tbody> </table> <p>①平成29年11月2日借入分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札における応札倍率：4.93倍 ・入札日（29年10月20日）における市中金利 <ul style="list-style-type: none"> ・国債：△0.100%、政府保証債：0.029% ・金利スワップ（4年）：0.13% ・長期プライムレート：1.00% ・基金のIR活動先 3金融機関 <p>②平成30年2月2日借入分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札における応札倍率：3.97倍 ・入札日（30年1月22日）における市中金利 	借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	平成29年11月2日	8機関	35,700	0.087%	33年8月5日	平成30年2月2日	3機関	21,700	0.038%	32年8月7日	<p><評定と根拠></p> <p>評定： a</p> <p>近年の先行き不透明な金融情勢の中にあっても、丁寧なIR活動を行うとともに、借入金の期間を年度毎に柔軟に見直したことにより、市中金融機関の応札意欲を高揚し、応札倍率を高め、競争機能の活性化を図ったことにより極力有利な条件で借入れを行ったことから、a評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	
借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限																	
平成29年11月2日	8機関	35,700	0.087%	33年8月5日																	
平成30年2月2日	3機関	21,700	0.038%	32年8月7日																	

- | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none">・国債：△0.105%、政府保証債：0.015%・金利スワップ（3年）：0.12%・長期プライムレート：1.00%・基金のIR活動先 2 金融機関 | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書 (Ⅶ その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-1	職員の人事に関する計画 (人員及び人件費 の効率化に関する目標を含む。)		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
年度末の常勤職員数	75人以下	28年度末 74人	75人	75人	74人	74人	74人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
	1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)				
	(1) 方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> 専門研修の実施。 <評価の視点> 専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。	<主要な業務実績> 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るため、新任者研修に加え、新任者拡充研修及び年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施することにより、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行った。	<評定と根拠> 評定：b 新任者研修や専門研修等を実施し、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	

	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の98.7%とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 75人</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 74人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の 人件費総額見込み 3,148百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を74人とします。</p> <p>(参考)</p> <p>人件費総額見込み 652百万円</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>常勤職員数。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>年度末の常勤職員数を75人を上回っていないか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>年度末の常勤職員数を74人とした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>年度末の常勤職員数は74人であったことから、b評定とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：数値の達成度が120%以上で 顕著な成果がある</p> <p>a：数値の達成度が120%以上</p> <p>b：数値の達成度が100%以上 120%未満</p> <p>c：数値の達成度が80%以上100%未満</p> <p>d：数値の達成度が80%未満</p>	
--	--	--	--	---	---	--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書 (Ⅶ その他の事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項					
	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費	前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 積立金の処分が適切であるか。	<主要な業務実績> 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金(542百万円)については、平成29年度における旧年金給付のための農業者年金記録管理システムにかかる経費の一部に充当した。	<評価と根拠> 評価：b 前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、計画どおり、定められた経費の一部に充当したことから、b評価とした。 (評価区分) b：積立金の処分は適切である d：積立金の処分は不適切である		

(財務内容の改善に関する事項関係参考情報)

特例付加年金勘定

(単位:百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金					0
目的積立金					0
積立金					7
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等					0
運営費交付金債務					0
当期の運営費交付金交付額(a)					489
うち年度末残高(b)					0
当期運営費交付金残存率(b÷a)					0

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金					0
目的積立金					0
積立金					17
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等					0
運営費交付金債務					0
当期の運営費交付金交付額(a)					1,206
うち年度末残高(b)					0
当期運営費交付金残存率(b÷a)					0

旧年金勘定

(単位:百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金					60
目的積立金					0
積立金					79
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等					0
運営費交付金債務					0
当期の運営費交付金交付額(a)					1,417
うち年度末残高(b)					0
当期運営費交付金残存率(b÷a)					0

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金					254
目的積立金					0
積立金					30
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等					0
運営費交付金債務					0
当期の運営費交付金交付額(a)					32
うち年度末残高(b)					0
当期運営費交付金残存率(b÷a)					0

法人単位

(単位:百万円、%)

	平成25年度末 (初年度)	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末 (最終年度)
前中期目標期間繰越積立金					314
目的積立金					0
積立金					133
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等					0
運営費交付金債務					0
当期の運営費交付金交付額(a)					3,144
うち年度末残高(b)					0
当期運営費交付金残存率(b÷a)					0

別 紙

第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、当該計数が皆無の場合には「-」で表示している。

平成29年度予算

単位:百万円

区 別	新年金事業			旧年金事業	農地売買 貸借等 事業	調整 ⑥	総括
	特例付加 年金勘定 ①	農業者老齢 年金等勘定 ②	計 ③= ①+②	旧年金 勘定 ④	農地売買 貸借等 勘定⑤		合計 ③+④+ ⑤+⑥
収入	2,522	31,625	34,147	184,929	129	△ 15,542	203,662
前年度よりの繰越金	135	275	409	221	34	-	665
運営費交付金	489	1,206	1,695	1,417	32	-	3,144
国庫補助金	1,130	-	1,130	-	-	-	1,130
国庫負担金	-	-	-	118,588	-	-	118,588
借入金	-	-	-	64,582	-	-	64,582
保険料収入	-	13,578	13,578	-	-	-	13,578
運用収入	135	1,777	1,912	-	-	-	1,912
特例付加年金被保険者経理より受入	633	-	633	-	-	△ 633	-
農業者老齢年金被保険者経理より受入	-	14,789	14,789	-	-	△ 14,789	-
旧年金経理より受入	-	-	-	120	-	△ 120	-
農地売買貸借等勘定より償還金	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息	-	-	-	-	6	-	6
農地売渡代金等収入	-	-	-	-	57	-	57
諸収入	0	0	0	0	0	-	0
支出	1,389	20,688	22,077	185,049	66	△ 15,542	191,649
業務経費	1,021	19,885	20,905	103,147	4	△ 15,542	108,513
農業者年金事業給付費	132	4,202	4,334	-	-	-	4,334
旧年金等給付費	-	-	-	102,020	-	-	102,020
還付金	-	217	217	5	-	-	222
長期借入関係経費	-	-	-	45	-	-	45
特例付加年金受給権者経理へ繰入	633	-	633	-	-	△ 633	-
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	-	14,789	14,789	-	-	△ 14,789	-
旧年金業務経理へ繰入	-	-	-	120	-	△ 120	-
旧年金勘定への償還金	-	-	-	-	-	-	-
旧年金勘定への支払利息	-	-	-	-	-	-	-
その他の業務経費	256	677	933	957	4	-	1,893
借入償還金	-	-	-	81,100	-	-	81,100
一般管理費	228	462	691	519	39	-	1,249
人件費	140	341	481	283	23	-	787
人件費の見積り	114	282	396	238	18	-	652

[人件費の見積り]

期間中上記総額を支出する。但し、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国

庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

[調整欄]

調整欄の金額については、事業間等の取引額であり、総括において相殺される。

平成29年度予算

特例付加年金勘定

単位:百万円

区 別	被保険者 経理 ①	受給権者 経理 ②	業務経理 ③	合計 ①+② +③
収入	1,211	688	624	2,522
前年度よりの繰越金	—	—	135	135
運営費交付金	—	—	489	489
国庫補助金	1,130	—	—	1,130
運用収入	80	55	—	135
特例付加年金被保険者経理より受入	—	633	—	633
諸収入	—	—	0	0
支出	633	132	624	1,389
業務経費	633	132	256	1,021
農業者年金事業給付費	—	132	—	132
特例付加年金受給権者経理へ繰入	633	—	—	633
その他の業務経費	—	—	256	256
一般管理費	—	—	228	228
人件費	—	—	140	140
人件費の見積り	—	—	114	114

農業者老齢年金等勘定

単位:百万円

区 別	被保険者 経理 ①	受給権者 経理 ②	業務経理 ③	合計 ①+② +③
収入	14,114	16,031	1,480	31,625
前年度よりの繰越金	—	—	275	275
運営費交付金	—	—	1,206	1,206
保険料収入	13,578	—	—	13,578
運用収入	536	1,242	—	1,777
農業者老齢年金被保険者経理より受入	—	14,789	—	14,789
諸収入	—	—	0	0
支出	15,890	3,318	1,480	20,688
業務経費	15,890	3,318	677	19,885
農業者年金事業給付費	884	3,318	—	4,202
還付金	217	—	—	217
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	14,789	—	—	14,789
その他の業務経費	—	—	677	677
一般管理費	—	—	462	462
人件費	—	—	341	341
人件費の見積り	—	—	282	282

平成29年度予算

旧年金勘定
単位:百万円

区 別	旧年金 経理 ①	業務経理 ②	合計 ①+②
収入	183,170	1,759	184,929
前年度よりの繰越金	—	221	221
運営費交付金	—	1,417	1,417
国庫負担金	118,588	—	118,588
借入金	64,582	—	64,582
貸付金利息	—	—	—
農地売買貸借等勘定より償還金	—	—	—
旧年金経理より受入	—	120	120
諸収入	—	0	0
支出	183,290	1,759	185,049
業務経費	102,190	957	103,147
旧年金等給付費	102,020	—	102,020
還付金	5	—	5
長期借入関係経費	45	—	45
旧年金業務経理への繰入	120	—	120
その他の業務経費	—	957	957
借入償還金	81,100	—	81,100
一般管理費	—	519	519
人件費	—	283	283
人件費の見積り	—	238	238

平成29年度収支計画

単位:百万円

区 別	新年金事業			旧年金事業	農地売買 貸借等 事業	調整 ⑥	総括
	特例付加 年金勘定 ①	農業者老齢 年金等勘定 ②	計 ③= ①+②	旧年金 勘定 ④	農地売買 貸借等 勘定⑤		合計 ③+④+ ⑤+⑥
費用の部	2,289	19,798	22,087	103,910	67	—	126,065
經常費用	2,289	19,798	22,087	102,894	67	—	125,049
人件費	140	341	481	283	23	—	787
業務費	398	5,167	5,565	102,011	4	—	107,579
一般管理費	228	462	691	519	39	—	1,249
減価償却費	24	53	77	82	2	—	160
給付準備金繰入	1,499	13,775	15,274	—	—	—	15,274
財務費用	—	—	—	1,016	—	—	1,016
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	2,289	19,798	22,087	103,790	73	—	125,951
運営費交付金収益	624	1,480	2,104	1,639	66	—	3,808
国庫補助金収入	1,130	—	1,130	—	—	—	1,130
国庫負担金収入	—	—	—	102,070	—	—	102,070
財源措置予定額収益	—	—	—	—	—	—	—
保険料収入	—	13,911	13,911	—	—	—	13,911
運用収入	511	4,353	4,864	—	—	—	4,864
貸付金利息収入	—	—	—	—	6	—	6
その他の収入	0	0	0	0	0	—	0
資産見返運営費交付金等戻入	24	53	77	82	2	—	160
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純資産	—	—	—	—	6	—	6
目的積立金取崩額	—	—	—	120	—	—	120
総利益	—	—	—	—	6	—	6

[注記]

- 1 当法人における退職手当については、独立行政法人農業者年金基金役員退職手当支給規程及び独立行政法人農業者年金基金職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 2 当法人における年金債務のうち、役職員に係る年金給付について、確定拠出年金運営管理機関に払い込むべき掛金及び当該積立不足額の解消に係る費用については、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

[調整欄]

調整欄の金額については、事業間等の取引額であり、総括において相殺される。

平成29年度収支計画

特例付加年金勘定

単位:百万円

区別	被保険者 者経理 ①	受給権者 者経理 ②	業務経理 ③	合計 ①+② +③
費用の部	1,505	136	648	2,289
經常費用	1,505	136	648	2,289
人件費	—	—	140	140
業務費	10	132	256	398
一般管理費	—	—	228	228
減価償却費	—	—	24	24
給付準備金繰入	1,495	4	—	1,499
財務費用	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—
収益の部	1,583	59	648	2,289
運営費交付金収益	—	—	624	624
国庫補助金収入	1,130	—	—	1,130
運用収入	452	59	—	511
その他の収入	—	—	0	0
資産見返運営費交付金等戻入	—	—	24	24
臨時利益	—	—	—	—
純資産	78	△ 78	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—
総利益	78	△ 78	—	—

農業者老齢年金等勘定

単位:百万円

区別	被保険者 者経理 ①	受給権者 者経理 ②	業務経理 ③	合計 ①+② +③
費用の部	14,847	3,418	1,533	19,798
經常費用	14,847	3,418	1,533	19,798
人件費	—	—	341	341
業務費	1,172	3,318	677	5,167
一般管理費	—	—	462	462
減価償却費	—	—	53	53
給付準備金繰入	13,675	100	—	13,775
財務費用	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—
収益の部	16,923	1,341	1,533	19,798
運営費交付金収益	—	—	1,480	1,480
保険料収入	13,911	—	—	13,911
運用収入	3,012	1,341	—	4,353
その他の収入	—	—	0	0
資産見返運営費交付金等戻入	—	—	53	53
臨時利益	—	—	—	—
純資産	2,076	△ 2,076	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—
総利益	2,076	△ 2,076	—	—

平成29年度収支計画

旧年金勘定
単位:百万円

区 別	旧年金 経理 ①	業務経理 ②	合計 ①+②
費用の部	102,070	1,840	103,910
経常費用	101,054	1,840	102,894
人件費	—	283	283
業務費	101,054	957	102,011
一般管理費	—	519	519
減価償却費	—	82	82
給付準備金繰入	—	—	—
財務費用	1,016	—	1,016
臨時損失	—	—	—
収益の部	102,070	1,720	103,790
運営費交付金収益	—	1,639	1,639
国庫負担金収入	102,070	—	102,070
財源措置予定額収益	—	—	—
貸付金利息収入	—	—	—
その他の収入	—	0	0
資産見返運営費交付金等戻入	—	82	82
臨時利益	—	—	—
純資産	—	—	—
目的積立金取崩額	120	—	120
総利益	120	△ 120	—

平成29年度資金計画

単位：百万円

区別	新年金事業			旧年金事業	農地売買貸借等事業	調整 ⑥	総括
	特例付加年金勘定 ①	農業者老齢年金等勘定 ②	計 ③= ①+②	旧年金勘定 ④	農地売買貸借等勘定⑤		合計 ③+④+ ⑤+⑥
資金支出	1,889	16,836	18,725	184,929	129	—	203,782
業務活動による支出	756	5,899	6,655	103,829	66	—	110,549
投資活動による支出	1,133	10,937	12,070	—	—	—	12,070
財務活動による支出	—	—	—	81,100	—	—	81,100
次期中期目標期間繰越金	—	—	—	—	63	—	63
資金収入	1,889	16,836	18,725	184,929	129	—	203,782
業務活動による収入	1,754	16,561	18,316	120,005	95	—	138,415
運営費交付金による収入	489	1,206	1,695	1,417	32	—	3,144
補助金等による収入	1,130	—	1,130	118,588	—	—	119,718
保険料収入	—	13,578	13,578	—	—	—	13,578
運用による収入	135	1,777	1,912	—	—	—	1,912
農地売渡代金等収入	—	—	—	—	57	—	57
貸付金利息収入	—	—	—	—	6	—	6
その他の収入	0	0	0	0	0	—	0
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	64,582	—	—	64,582
借入金による収入	—	—	—	64,582	—	—	64,582
前年度からの繰越金	135	275	409	341	34	—	785

[調整欄]

調整欄の金額については、事業間等の取引額であり、総括において相殺される。

平成29年度資金計画

特例付加年金勘定

単位:百万円

区別	被保険者 ①	受給権者 ②	業務経理 ③	合計 ①+②+③
資金支出	1,133	132	624	1,889
業務活動による支出	—	132	624	756
投資活動による支出	1,133	—	—	1,133
財務活動による支出	—	—	—	—
次期中期目標期間繰越金	—	—	—	—
資金収入	1,211	55	624	1,889
業務活動による収入	1,211	55	489	1,754
運営費交付金による収入	—	—	489	489
補助金等による収入	1,130	—	—	1,130
運用による収入	80	55	—	135
その他の収入	—	—	0	0
投資活動による収入	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—
前年度からの繰越金	—	—	135	135

農業者老齢年金等勘定

単位:百万円

区別	被保険者 ①	受給権者 ②	業務経理 ③	合計 ①+②+③
資金支出	12,038	3,318	1,480	16,836
業務活動による支出	1,101	3,318	1,480	5,899
投資活動による支出	10,937	—	—	10,937
財務活動による支出	—	—	—	—
次期中期目標期間繰越金	—	—	—	—
資金収入	14,114	1,242	1,480	16,836
業務活動による収入	14,114	1,242	1,206	16,561
運営費交付金による収入	—	—	1,206	1,206
保険料収入	13,578	—	—	13,578
運用による収入	536	1,242	—	1,777
その他の収入	—	—	0	0
投資活動による収入	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—
前年度からの繰越金	—	—	275	275

平成29年度資金計画

旧年金勘定
単位:百万円

区別	旧年金 経理 ①	業務経理 ②	合計 ①+②
資金支出	183,170	1,759	184,929
業務活動による支出	102,070	1,759	103,829
投資活動による支出	—	—	—
財務活動による支出	81,100	—	81,100
次期中期目標期間繰越金	—	—	—
資金収入	183,290	1,639	184,929
業務活動による収入	118,588	1,417	120,005
運営費交付金による収入	—	1,417	1,417
補助金等による収入	118,588	—	118,588
貸付金利息収入	—	—	—
その他の収入	—	0	0
投資活動による収入	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—
借入金による収入	64,582	—	64,582
前年度からの繰越金	120	221	341